

令和 5 年 5 月 2 日

保 護 者 様

岩国市立美和東小学校

校 長 東 原 孝

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候 皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置付けが変更されることに伴い、本校においては、下記のとおり対応することとしますので、保護者の皆様の御理解・御協力をお願いします。

記

■ 健康観察等について

- ▶ 御家庭での健康観察に引き続き御協力ください。

(健康観察カードの提出は不要です。)

- ▶ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、無理をして登校させず、受診をお願いします。

■ 児童生徒本人の感染が確認された場合

- ▶ 出席停止の扱いとなりますので学校まで御連絡ください。
- ▶ 期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっております。(発症日の翌日から数えます)
- ▶ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への感染や、出席停止の期間を経ての登校に当たって、学校に医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を提出する必要はありません。